

埼玉県南児童相談所
会計年度任用職員(一時保護所学習補助員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員(一時保護所学習補助員)を募集します。

1 職務内容

(1)一時保護所入所児童に係る学習支援の補助等に関すること。

2 応募資格

(1)必要な資格・経験

・教員免許を有する者又は教職課程を修了見込みがある者又はそれと同等以上の能力があると認められる者

(2)必要な免許等

・パソコン(ワード、エクセル等)の基礎的技能を有している者

(3)年齢・性別・学歴は問いません。

(4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

健康で児童福祉の増進に熱意及び識見を有する者

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

1日6時間、週1日

※休憩時間:原則正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

指定を受けた勤務日以外が休日となります。

(4)休暇

年次休暇1日。その他は県の規定によります。

(5)報酬

日額:8,160～9,680円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

なし

(9)勤務地

埼玉県南児童相談所

所在地:〒333-0848 川口市芝下1-1-56

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

6 応募について

(1)応募は、令和8年2月10日(火)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、随時実施します。日程については、別途連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3)最終合格

随時、二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒333-0848 川口市芝下1-1-56

担当:埼玉県南児童相談所 副所長 堂園(どうぞの)

電話:048-262-4152

9 その他

こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)が令和8年12月25日に施行される予定です。

採用された場合、こども性暴力防止法に基づき性犯罪前科を確認する可能性があります。

詳細はこども家庭庁のホームページをご確認ください。

こども家庭庁ホームページ

[こども性暴力防止法\(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律\)](#) | [こども家庭庁](#)